

「大天狗」頼朝書状からみる政治の舞台裏

—文治元年の諸国地頭制度・廟堂改革をめぐつて—

菱沼一憲

はじめに

一二世紀末の治承・寿永の内乱を経て鎌倉幕府は成立する。その時期や段階は様々に議論されているが、文治元年（一一八五）十二月の諸国守護地頭勅許（文治勅許）が、一つの大きな画期であることは間違いない。ここで成立した守護・地頭制度は、将軍の統治権の執行手段であり、守護制度は室町時代には権限を拡大し

つつ継承され、守護大名・戦国大名を準備し、近世幕藩体制の成立に大きくかかわる。地頭制度は御家人に地頭職を給与・安堵することで封建制として機能する。文治勅許とは、将軍権力の執行システムが法的に整備されたという点で、幕府成立の重要な画期なのである。この勅許は直前に発生した頼朝の弟義経の反乱挙兵という事件が大きく関係している。挙兵は失敗に終わ

るが、事後処理をめぐり鎌倉と朝廷との間で、厳しく複雑な政治交渉があり、その葛藤の末に文治勅許が發布される。この状況を象徴するのが、頼朝が後白河院を「日本国第一の大天狗」と批判したとされる一件である。武家棟梁とはいえ廷臣が、書状を以て治天の君を「大天狗」と称して批判するということは、文治勅許にあたつての緊張を如実に表すものとされてきた。¹⁾

しかし拙著『源頼朝』（戎光祥出版、一〇一七年、以下（拙著二〇一七））では、「大天狗」とは後白河院を指しているのではなく、反乱を起こした義経と頼朝の叔父行家のことであるという新たな解釈を示した。

ただし一般書のなかの一節で言及したもので、充分な分析・論証はしておらず、そこで改めてとりあげてみたい。

まず『吾妻鏡』文治元年十一月十五日条・『玉葉』同二十六日条に共通して掲載された頼朝書状の引用部分を掲げよう。なお『吾妻鏡』は鎌倉時代中・後期に編纂された鎌倉幕府の歴史書、『玉葉』は文治元年当時、右大臣であつた九条兼実の日次記である。

行家・義経謀叛事、為天魔之所為之由被仰下、

甚無レ謂事候、天魔者為仏法成妨、於人倫致煩者也、頼朝降伏數多之敵、奉任世務於君之忠、何忽變反逆、非指叡慮之被下院宣哉、云行家云義経、召取之間諸國衰弊、人民滅亡歟、仍日本国第一之大天狗ハ、更非他者候歟、仍言上如件、

この一文は、「行家・義経の謀叛の事について、天魔の所為との仰せには承伏できない。天魔とは仏法の教えを妨げ、人に煩をなすものである。頼朝は多くの朝敵を倒し、政権を院にお返し申し上げたという忠節がどうして反逆に転じ、報慮に基づかない院宣が下されるのか。行家・義経を召し取るにあたつて諸国は衰弊し、人民は滅亡に瀕するだろう。だから日本国第一の大天狗は、決して他の者ではなく」行家・義経などの大天狗は、決して他の者ではなく」と行家・義経などの解釈が適当と考えている。

天魔と天狗はともに人に憑依して煩いをなす人以外の存在で、言い換えが可能な類似性をもつ。つまり行家・義経の謀叛のことは天魔の所行だとおっしゃるが、彼らこそが張本人であり、大天狗であつて罰せられなければならないといった趣旨と理解できる。

もちろん長らく日本国第一の大天狗は後白河院、もしくはその側近の高階泰経と解釈されてきた理由はある。本稿では、そのように理解されてきた要因を明らかにし、行家・義経と読むべき理由について検討してみたい。

一、「吾妻鏡」における「天魔」「大天狗」記事

問題の発端は文治元年十月十八日、源義経の奏請により兄頼朝の追討宣旨が発給されたことにある（『吾妻鏡』同日条）。この宣旨では、頼朝は武威をもつて朝廷をないがしろにしており、義経とその叔父行家に追討が命じられている。後に頼朝が憤慨し、またその発布の是非を問われた九条兼実が、「指したる罪科無くんば、追討せらるべきのよし、更に以て量い申し難し」と発給に難色を示したように、そう納得のゆく理由のある追討命令ではなかった（『玉葉』十月十七日条）。

この追討の宣旨発給の知らせは二十二日に頼朝の許に達し、頼朝は亡父義朝の菩提寺である勝長寿院の落成供養を済ませた後、二十五日に先遣隊を京都に向け

出陣させた（『吾妻鏡』同日条）。一方義経は、宣旨は得たものの思うように兵を集めることができず、挙兵の失敗は明らかとなつた。そのため西国へ下向して再起を期すこととし、十一月三日に京都を退去した（『玉葉』同日条）。よく知られるように、この後、西国を目指した義経一行は、大物浦で難破し南都を経て奥州藤原氏の許に身を寄せることになるのである。

義経が京都を去った後の十一月七日、若宮別当玄雲が後白河院の使者として関東に派遣され（『玉葉』同十八日条）、『吾妻鏡』はその到着を十一月十五日のこととする。

『吾妻鏡』文治元年十一月十五日条

十五日甲午、大藏卿泰経朝臣使者參着、依レ怖刑歟、直不レ參_ニ當中_ニ、先到_ニ左典厩御亭_ニ、告下被_ニ獻_ニ狀於鎌倉殿_ニ之由_上、又一通_ニ獻_ニ典厩_ニ、義經等事、全非_ニ微臣結構_ニ、只怖_ニ武威_ニ伝奏許也、及_ニ何様遠聞_ニ哉、就_ニ世上浮説_ニ、無_ニ左右_ニ不_レ鑽之様、可_レ被_ニ宥申_ニ云々、典厩相_ニ具使者_ニ、達_ニ子細_ニ給、府卿之状披覽、俊兼読_ニ申_ニ之_ニ、其趣、行家・義経謀叛事偏為_ニ天魔所為_ニ歟、無_ニ宣_ニ下_ニ

者參_二宮中_一可_三自殺_一之由、言上之間、為_レ避_二當時難_一、一旦雖_{レ似}有_二勅許_一、曾非_二叡慮之所_レ与云々、是偏伝_二天氣歟_一、二品被_レ投_二返報_一云、『行家・義経謀叛事、(中略)仍日本第一大天狗者、

更非_二他者_一歟』云々、

右の記事を少し丁寧に訳しておこう。この日、高階泰経の使者が鎌倉に参着した。自身の刑罰を怖れたからであろうか、直接頼朝の御所に参じないで、一条能保の亭へ行き頼朝へ書状を献上してほしいと告げ、また書状一通を能保に献上した。その書状には、義経らの事については、全く自分の計略ではなく、ただ義経の武威を怖れて院へ伝奏しただけである。頼朝殿にどのように伝わっているか分からぬが(悪く伝わつているようだが)、世の流説によつて自分を处罚することのないよう頼朝殿へ伝えて欲しいといつた内容が記されていた。能保は使者を伴つてそれを頼朝へ伝え、泰経の書状を頼朝へ見せた。その内容は行家・義経の謀叛のこととは、きっと天魔の所為であろう。宣下が押しきなかつたら朝廷に参じて自殺するつもりだと義経らが奏上するので、当座の難を逃れるために、とり

あえず勅許はしたが、全く院のご本意ではないといつたものであつた。この書状の内容は恐らく院のお考えを伝えたものなのであろうとし、先に掲げた頼朝の書状が引用される。

この『吾妻鏡』の記事では、義経の要請を院へ奏上したことにより、頼朝追討宣旨の発給に積極的に関与したという嫌疑がかけられ危機的な立場に陥つた泰経が、頼朝のもとへ書状を送つて弁明につとめたが、頼朝はこれを許さず「日本第一の大天狗は、決して他者ではない」という怒りの返報にいたつたという具合になる。この流れからすると確かに泰経に対してもたは「これ偏に天氣を伝えるか」と、その背後にいる後白河院を指して「日本国第一の大天狗」と批難しているようだ。

しかし龍福義友は「源頼朝「大天狗」書状小考」において、頼朝書状を掲げる『吾妻鏡』の記事は、前掲『玉葉』記事の頼朝書状をそのまま引用しており、「玉葉」記事を素材とし、その前後を加えて創作したものと断じた。確かに書状の引用箇所が略同というのは奇妙な一致であり、龍福の言及する通りなのであろう。

つまり泰経の謝罪と頼朝の激怒という『吾妻鏡』の状況説明も注意が必要である。

十一月七日、院の使者として派遣された若宮別当丸は、院の引退の意志と泰経による藤原基房擁立案を提示する任務とされる（『玉葉』十一月十八日条）。確かに泰経が主導した使者ではあるが、あくまでも院の使者であり、泰経の弁明の使者という『吾妻鏡』の説明は正確ではない。『吾妻鏡』はことさらに泰経が、刑罰に恐怖し弁明につとめているように描くが、泰経の立場は院からの申次に過ぎない。また使者が伝えた内容も、院の引退と摂政基通の辞任・基房擁立という院・摂政による引責案であり、泰経が謝罪するものではない。

頼朝が追討の宣旨発給に激怒し「法皇御辺の事、極めて以て不吉」と、泰経ら宣旨発給の関係者が危機を認識するのは、十三（一）十四日に「関東武士多く以て入洛」して以後となる（『玉葉』十一月十三・十四日条）。二十六日の頼朝使者到来以前では、後白河院政の停止・摂政基房の再登場というかたちでの幕引きが謀られており、龍福が前掲論文で「二十三日ごろまでは朝

廷周辺に泰経の失脚を危懼する空気はまったくない」としているように、泰経にもさほどの危機感はない。もとより宣旨発給にあたつて泰経は、「（平家・木曾義仲による）両度の不意（ここらならざる）の宣旨、頼朝更に怨みとなさず、今度また同じかるべきか」と、頼朝追討の宣旨は再三発給されているが、これまで頼朝に怨まれたことはなく、今回も同様と軽く考えていた（『玉葉』十月十七日条）。恐らく院政停止もかたちだけで、一度失脚した基房を摂政とするのも権力を保持するための策略であろう。

泰経がその危機感から、個人的に使者を派遣して、潔白を主張し处罚を逃れようとしていたという『吾妻鏡』の記述は、かなり潤色の濃い偏った見解だと思われる。

天魔・天狗の頼朝書状を引用する地文（『吾妻鏡』編者の執筆箇所）は、泰経とその背後にいる後白河院をおとしめるような記述となつておらず、引用された書状の一文もそのように読むよう誘導され、日本国第一の大天狗である院・泰経という理解へいたらしめてい る。ではなぜそのような記述となつたのか、その理由

は引用もとである『玉葉』と、その記主九条兼実に由来するのではなかろうか。

二、九条兼実の事情

『玉葉』文治元年十一月二十六日条

廿六乙巳、天晴、早旦帰レ自レ堂、辰刻、大夫史

隆職來云、①昨日、或武士語示云、頼朝追討之宣旨奉行之人々可レ損亡云々、此事還不レ被レ信受、議奏之人猶以非三重科、況奉行之弁史哉、但近代之事、依ニ聊事ニ及ニ追捕、此条極以有ニ其恐ニ云々、又云、②去夜自ニ鎌倉ニ泰経卿許有ニ書札、於ニ院御所ニ相尋之処、當時不ニ祇候之由人々答レ之、于ニ時大怒投ニ文管於中門廊ニ逐電了、仍定長披ニ件文籍ニ奏聞、其趣人不レ知ニ云々、(中略)③午刻、右少弁定長為ニ法皇御使ニ來、余呼ニ簾前ニ逢レ之、定長与ニ書札一通、仰云、頼朝卿申状如レ此、召ニ問子細於泰経、取ニ陳状ニ可レ遣歟、將又、無ニ左右ニ可レ被レ行ニ罪科ニ歟、可レ令ニ計申者、披ニ見頼朝書札ニ之処、先立文表書云、大藏卿殿御返事、其下無ニ署名ニ、其内状ニ云、『行家

義経謀叛事、(中略)仍日本国第一之大天狗ハ、更非ニ他者ニ候歟、仍言上如レ件ニ云々、申云、以ニ披陳状ニ被ニ仰遣、雖ニ普通之儀ニ、一切無沙汰、聊可レ有ニ恐哉否之条、又以難レ知、只在ニ勅定ニ就レ中、於ニ此事ニ者、殊以不レ可レ及ニ他人計ニ偏可レ在ニ覩慮ニ者、

右条文の②以下によると、頼朝の使者は後白河院御所に参じて泰経への取り次ぎを申し出たが、泰経の不在を知らされると怒り、文管を中門廊に投げ込み逐電し、定長はその文書を院に奏聞した。③午刻、院の使者として藤原定長(吉田経房の異母弟)が兼実邸を訪ね、兼実へ頼朝書状を示し、「子細を泰経に召し問い合わせ、泰経宛ての返報であったことがわかる。ただし前述のように書状は院御所に届けられ、また定

受け取った書状の封紙には「大藏卿殿御返事」と書かれおり、泰経宛ての返報であったことがわかる。

長を伝奏として院へ奏上されているので実質院宛でであり、泰経は申次に過ぎなかつたのであろう。『』内の書状の内容は冒頭に示した通りである。一見した兼実は、泰経の陳答を頼朝へ遣わすのが通常の处置だが、全く処罰を行わないのも頼朝の怒りをかうかもしれない。全ては院のご判断だが、特にこの件は他人が口出しすることではないと答申している。

このように『玉葉』の地文では頼朝書状を、泰経を糾弾しその処遇・処分を求める内容と記述するが、頼朝書状の引用部分は「行家・義経こそが大天狗」と義経らを糾弾する内容である。このような地文と頼朝書状の引用部の矛盾・齟齬はどのように説明されるべきであろうか。

その要因を理解するためには、まずこの頃に兼実は置かれた政治的状況を理解する必要がある。摂関家の嫡流である兼実は、摂政閥を自指せる立場にあつた。しかし兄基実・基房と基実の子基通が先にその地位にあり、兼実にはなかなかチャンスが廻つてこない。もともと後白河院との関係は余り良くなく、平家政権とも基実のような親密な関係になかつたためである。

院・平家といった強い後ろ盾がない兼実に、突如として現れた後見が頼朝であつた。木曾義仲を追討した頼朝は、元暦元年の二・三月に院へ条々奏上を行つており、その内の一つが兼実の摂政氏長者への推挙であつた（『玉葉』同年三月二十三日条）。この際には頼朝の建議は実現しなかつたが、文治元年末、兼実に再びチャンスが訪れる。義経挙兵によつて追討宣旨を受けた頼朝は、「追討宣旨を下さるる間の事」について、罪科の無いものに追討宣旨を下すことには納得できないと主張した「余（兼実）の申状関東に達し帰伏」するところとなつたらしい（『玉葉』十一月十六日条）。

『吾妻鏡』は、この件が頼朝の聞くところなつたのを十一月七日のこととする（『吾妻鏡』同日条）。兼実は追討宣旨発給での姿勢が頼朝に評価され、その推挙により摂政への道が開かれようとしていた。

ただし頼朝の推挙を得ても、摂政への道はそうたやすくはなかつた。『玉葉』十一月十四日条には、摂政交代にあたつての院と摂政との厳しいやりとりが記されている。樋口健太郎によると^⑤、十一月三日、院は摂政基通のもとに女房冷泉殿^⑥を遣わして、頼朝は「忿怒」

しており、自分の運も尽きた。去年、頼朝が兼実を推挙した際には、自分が抑留したので実現しなかつたが、もはや頼朝の要求を拒むことはできない。今においては、兼実が「天下」を沙汰するのが適当であるとして、摂政基通に職を辞すよう促したという。基通と院は男色関係にあつたとされ、そのため院より特別な待遇をうけ、摂政の地位も保証されていた。院より辞職を促されたが、基通は断固として摂政辞任を拒む。

また頼朝の兼実擁立の動きに対し高階泰経は、前摂政で兼実の兄にあたる基房の擁立を画策していた、そのプランは前章で言及したように七日に頼朝へ遣わされた院の使者をもつて、後白河院政の停止の意志とともに伝えられている（『玉葉』十一月十八日条）。

基房擁立の泰経の策動は、摂政基通の聞くところとなり、基通は院へ「天下事しろしめすべからざるのよし、人々結構す、敢えてご承引あるべからず」と、院の引退は人々の策略であり、従つてはならないと主張している（『玉葉』十一月二十三日条）。院はこれを否定し自身の意志とするが、基通の言う結構の「人々」とは、先の『玉葉』の記事からしても泰経であろう。

院は引退は自分の意志といい、基通は「人々の結構」と特定はしていないものの、兼実は院の引退、基房の擁立といったプランを主導していたのは泰経だと認識していた。兼実の摂政・氏長者就任という目標達成に、泰経が大きく立ちはだかっていたのである。

兼実の摂政・氏長者就任を強く後押ししていたのは頼朝で、兼実の摂政・氏長者就任の生命線である頼朝へ、泰経の基房擁立の画策が伝えられたのであり、それは兼実にとつて大きな危機であったわけである。

そうしたところ二十五日、泰経の基房擁立プランを携えた七日の使者に対する頼朝の返報がもたらされる。それが「大天狗」頼朝書状である。書状の引用部分の内容はともかく、泰経に対する頼朝の糾弾姿勢は確かであったようで、『玉葉』十一月三十日条でも頼朝の使者が上洛し、頼朝の周囲からの情報として「泰経卿殊に意趣を結ん」でいることを伝えたという。敵に対する泰経の窮地に兼実が歓喜したことは想像に難くない。さらに十二月八日には、院近臣の高階泰経・平親宗の兩人は「損亡決定」と噂されるなど、その没落は確実となつてゆく（『玉葉』同日条）。この泰経失脚

への流れとともに、十一月二十九日には摂政の交代につき基通へ再度、院から命令が下されるなど（『玉葉』同日条）、自身の宿願達成の道筋もかなり明確になってきた。

この後、頼朝は十二月六日書状での奏上をもつて、兼実に内覽の宣旨を下すよう要求し、さらにやや時間を要したもの、翌年三月に摂政・氏長者への就任を実現する。こうした兼実の摂政への道筋の中で、『玉葉』十一月二十六日条は、政敵泰経に対する頼朝の糾弾姿勢が明確となり、一挙に有利に転じたという祝福すべき事柄を記した条文である。

兼実は院へ④「披陳状を以て仰せ遣わざるが普通の儀といえども、一切無沙汰、いささか恐れ有るべきや否やの条、また以て知り難し」と、泰経の弁明を伝えるのがよろしいが、全く処分がなければ頼朝が納得しないでしようから、何らかの処分を下すべきかもしれませんと上奏する。兼実は当然、即座の処分を心から望んでいたはずであり、冷静を装った書きようはむしろ白々しく思われる。

定長から示された院の諮問は泰経の処遇とされる

が、本当にそれだけだったのか。二十六日条①以下で小梶隆職がある武士からの情報として、「頼朝追討宣旨の奉行の人々損亡すべし」と奉行の弁・史が罪に問われる可能性を伝えている。少なくとも頼朝が責任を追及しようとしていたのは、宣旨発給にかかわった人々なのであり、泰経に限定されてはいない。実際、十二月六日の頼朝折紙により、宣旨の奉者右大弁藤原光雅・左大史隆職は解官されている。もとより「大天狗」頼朝書状の引用文では、行家・義経の徹底追捕が主張されているわけで、頼朝書状は泰経を糾弾しただけの内容ではなかつたのではないか。

兼実にとって摂政就任は突出して重要な問題であり、頼朝書状は泰経についてのみ記載されていたわけではなく、行家・義経の徹底した追捕の要求や、追討宣旨発給問題にしても泰経のみならず、関係者の処分を求めるものだつたが、それをことさら自身の関心・問題意識である泰経処分問題のみに引き付けて日記に書き付けたのではなかろうか。

例えれば文治元年末の頼朝追討宣旨の発給・義経挙兵をめぐる後白河院と頼朝の政治交渉の場面ではそうし

た傾向が如実にみてとれる。十二月六日の頼朝書状は諸国没官領給付の勅許を要求するもので、それに廟堂改革を申請する折紙が添えられ頼朝の意向が朝廷側へ伝えられた。この書状は十二月二十七日に兼実に提示される（『玉葉』同日条）。頼朝の天下草創を説く書状・折紙に兼実は驚愕し、院・摂政基通へ連絡するなど、その対処に奔走する。ただしその奔走は自身の内覽任命についてであった。前掲樋口の整理によると、兼実は当然、摂政に推挙されると期待していたが、兼実に内覽の宣旨を下すように要求したのみで、摂政の交代は求めなかつた。恐らくは基通が摂政交代に激しく抵抗していることを知り、院・基通に配慮したのである。しかし兼実にしてみれば、摂政を置いた今までの内覽就任では、摂政の補佐役にすぎず、到底納得のゆく処置ではなかつた。そこで内覽宣旨の固辞を伝えたものの、院に拒絶され受け入れざるを得なかつたといつた流れになる。⁽⁸⁾

この際、兼実は頼朝書状と折紙をみて「かたがた以て然るべからず」と頼朝の奏上する項目全てを拒絶するが、経房を通じて院へ奏上した三箇条は、一、摂政・

内覽の並び立つことが天下乱逆のもとであること、二、こうした悪しき例は亡国のもとであること、三、摂政のいるときに内覽をおくことの不条理であり、これらを長々と書状にしたため切々と説いている。つまりは摂政・内覽が併存するのは先例に背き、乱世のもとなので辞退したいという主張で、これは経房・定長兄弟を通じて院へ奏上された。しかし院は、「内覽について先例が無いと言うが、そもそも頼朝が任官・解官を行うこと自体が異例なのであり、頼朝の申す通りにせよ」とし、兼実の哀願は一蹴される。

十二月六日の頼朝書状と折紙による数々の奏上は、院の言うように内容からしても、頼朝の立場からしても、また地頭制の執行・議奏公卿制度の設置という結果からしても先例にない歴史的重大問題であつたといえる。そうした中では、兼実が就任するのが摂政か内覽かはやはり卑小な問題であろう。しかしそれら重大な問題を差し置き、兼実は右大臣という要職にありながら、終始、自身の内覽就任に拘泥するのみで、院にしても伝奏にあたつた経房にしても、その利己的な主張に閉口しているかの如くである。

こうした兼実の摂政への執着からすると、恐らく

「大天狗」書状を以て朝廷側に示された頼朝の主張は、さらには『吾妻鏡』の泰

頼朝追討宣旨にかかわった人々の糾弾と、行家・義経

らの徹底追捕といった広範なもので、泰経に特化してはいなかつたが、兼実にとっては政敵泰経の動向こそが最大の関心事であり、それ故、日記『玉葉』は泰経処罰問題を中心とした記述となつたのである。

そもそも本当に頼朝書状には、泰経個人に対する糾弾が具体的に言及されていたのであろうか。現在のところ「日本国第一の大天狗」は後白河院説が有力であるように、明確に泰経を糾弾する文言は引用文にはない。しかし兼実は頼朝書状を示されて「子細を泰経に召し問い合わせ、陳状を取りて遣わすべきか、はたまた左右無く罪科に行なわるべきか」を問われたとし、頼朝書状は泰経を糾弾する内容だったと『玉葉』は記す。明確に泰経を糾弾する文言があれば、それを引用したはずで、それをしなかつたのは泰経糾弾の文言が書状になかつたからではないか。政敵弾劾への執着から誤った引用をしてしまつたか、あるいは泰経を大天狗に宛てようという悪意であったのか何れかではない

か。この錯誤・悪意の一文が、さらに『吾妻鏡』の泰

経記事へとつながつていつたものと考える。

三、頼朝が行家・義経こそ「大天狗」と主張した理由

『吾妻鏡』『玉葉』に載る「大天狗」頼朝書状の引用文は、行家・義経の謀叛の事について、天魔の所為との仰せだが、頼朝追討の宣旨を発給させ、諸国・人民を苦しめる彼らこそが大天狗であり罰するべきという文で、大天狗には行家・義経を宛てるのが適当である。つまり行家・義経は罪人なので追討追捕が必要という趣旨であるが、すでに両人は十一月三日の都落ち直後から追捕を受けており、二十五日にいたつてのそうちした発言は的外れの感もある。なぜ既に没落している義経らの追討追捕の必要を強調したのか、それはこの局面だけでなく、文治元年末の没官領地頭制度の創出、廟堂改革という終着点までのプロセスの中で考える必要がある。

十月十八日の追討宣旨発給と義経らの挙兵失敗は、結果的に頼朝へ対朝廷交渉での大きなアドバンテージをもたらした。内乱中、頼朝には朝敵追討のための大

きな権限が付与されていたが、内乱の終息によりそれらは縮小・消滅し、逆に追討軍の軍事行動に伴う違法停止への責務が大きくのしかかり、朝廷側の攻勢にさらされていた。^⑨

内乱にあたり頼朝は追討使として、本来は朝廷が行うべき謀叛人の追討を個人で請け負つた。例えば「ノ谷の合戦にあたっては、直前に『宜しく彼の頼朝朝臣をして件の輩（平宗盛以下の党類）を追討せしむべし』という追討宣旨が頼朝宛に発給され、この命令により軍事行動が発動されている。^⑩ 公務の請負であるため、それにかかる費用は、一国平均役の賦課や、特定の国を指定して兵糧が捻出され、没官領の給付もその請負の対価として行われる。

中世国家における官司請負制の存在を提起したのは佐藤進一であり、同制度では業務活動と収益とが直接かつ不可分に結びつき、収益を前提として職務が執行されているとする。渡邊俊は檢非違使庁による官司請負につき検討し、以仁王の乱での園城寺僧綱の処分という任務遂行にあたり、没官所領を「序責」として接収し収益としていたことを明らかにしている。^⑪ 頼朝の

追討使としての収益も同様に理解することができ、謀叛人跡没官領は追討業務への対価として頼朝へ給付されるべきものだつた。頼朝の場合は、特にそれを地頭職として家人に分与し、諸国没官領地頭制を創出する。

頼朝の没官領獲得は、まず元暦元年（一一八四）三月の平家没官領注文による没官領の給付が端緒であるが、この後も平家追討の進捗に伴つて新たに大量の謀叛人跡が生じ、その処置が問題化していた。文治二年十月八日太政官符（『吾妻鏡』同年十一月二十四日条）では、「現在（明らかに）謀反人跡」以外への地頭職設置を停止せよという勅が下されているように、文治勅許後一年あまり経ても、頼朝に給付されるべき没官領は確定されていなかつた。没官領の確定作業は、没官により損害を被る側の抵抗が大きく、なかなか手間と時間がかかる困難な作業であり、没官領給付後も限定してゆく作業＝武士狼藉停止は行われている。

朝廷側には没官領給付を急ぐ必要がなく、もちろん給付の量もできるだけ限定する方針で、提訴があれば是非を問うこともなく、次々と武士狼藉とみなして謀叛人跡地からの武家勢力の退去を指示し、頼朝も容易

にこれを拒めなかつた。^{〔13〕}

没官領給付を求めた文治元年十二月六日の頼朝書状からは、交渉にあたつてのレトリックを次のように抽出できる。すなわち、頼朝は明確な謀反人跡でも没官は執行せず、その給付の勅許を待つていた。しかし今回、義経らが謀叛を企てたように、将来また謀叛人が出てくることが予想され、その準備は不可欠である。

よつて没官領の給付を実施しそこに地頭職を設置し、謀叛の予防と鎮圧にあたらせるべきだ。つまり謀叛の再発を防ぐために没官領の給付が必要なのだという理屈である。没官領の給付は十二月二十一日に鎌倉に到来した十二月六日発布の諸国地頭職拝領の諭旨によつて実現する（『鎌倉年代記裏書』）。義経の挙兵・頼朝追討宣旨発給という後白河院の失策を好機とし、前述のレトリックにより目的が達成されたといえよう。

しかし義経の挙兵失敗が明白となつたころ、朝廷ではそうした頼朝のレトリックを阻害する動きが起きていた。拙著〈二〇一七〉で指摘したように、十月二十

頼朝追討宣旨の発給の責任がうやむやにされでは、謀叛発生という前提が揺らぎ、対朝廷交渉の優位性が失われかねない。没官領の早期給付を実現したい頼朝にとって、義経・行家は決して許されることのない謀叛人・大悪人、すなわち「日本国第一の大天狗」であり、それに荷担し頼朝追討宣旨を発給した院側の責任は重大でなければならなかつた。

院・泰経らの計略は十日ごろに頼朝に伝わつた。『吾妻鏡』によると七日の院の使者の到着以前、十日に鎌倉の一条能保の許に「都の人の伝言」が届き、義経の挙兵、追討宣旨の発布にかかる朝廷内の親頼朝派、義経派の動向が伝えられている（同日条）。院の使者より早く頼朝に情報が伝えられていることが重要であろう。十一月三日の義経の都落ち直後には、院側でも義経追討追捕へ方針転換していたものと思われるが、十日の使者は恐らく三日前後に京都を発しているのであろうから、泰経ら院中の和平プランについても連絡していることは充分に想定される。

頼朝が自身への追討の宣旨に激怒し、宣旨発布の関係者を譴責し、「大天狗」書状をもつて義経らの追討が検討されていたのである。義経との和平が強制され、

追捕を強調するにいたつた理由はこのようなものと想定されよう。

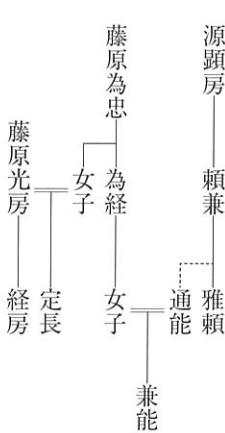
四、廟堂改革への京都側の動向

文治元年末、頼朝は没官領給付とともに廟堂改革を上奏する。その内容は、院の恣意的な政治運営を制約するため、右大臣兼実・内大臣徳大寺実定・権中納言吉田経房ら十人の公卿を議奏公卿とし、後白河院への意見具申にあたらせること。また高階泰経ら頼朝追討の宣旨発給にかかわった面々を処罰し、藏人・弁など主要なボストの人選を行おうとした。ただし頼朝にとってこの朝廷政治への介入は、それほど熱意をもつたものではなかつたようで、不徹底に終わつたと評価されている。¹⁵⁾

前述のように頼朝追討宣旨の発給にあたつての院周辺の情報は、十一月十日に鎌倉へもたらされ、ここでは兼実・経房らが宣旨発給に抵抗した親頼朝派で、左大臣藤原經宗は宣旨発給に賛同し、藤原頼経らは義経の腹心で反頼朝派であるとされた。この情報が二十六日の頼朝使者による院とその周辺への強硬な姿勢につながり、ひいては廟堂改革への流れを決定づけた。おそらく後白河院がいう告げ口とは、こうした院周辺情報の漏洩のことであろう。

少し後のこととなるが、『玉葉』文治二年閏七月二日条には、前年の廟堂改革の舞台裏をうかがわせる記述がみえる。この日、光長が後白河院御所へ参じると、弟定長より院の恨み言を聞かされる。かつて「(院は)天下を知食(しろしめす)べからず」つまり院は政治から身を引くべきだという意見が、兼実より頼朝へ

伝えられ、それを奉行したのは光長であり、院はそのことを深く怨みに思つてゐるのだといふ。それを聞いた光長は、まるで朝敵扱いだが「存内の事」と答えた。つまり叱責は想定内ということであり、これを聞き知つた兼実も、あながち否定しないところをみると事実であろうか。光長・定長兄弟がこの頼朝への「告げ口」にかかわっているならば、もちろん兄経房の主導に違ひない。



とあり、源兼能が京都との連絡にあたつていたようである。同じく『玉葉』文治元年十二月十二日条でも、頼朝から経房への使者として兼能の名前がみえ、「頼朝を追討するの宣旨を下さるるの間の事、なお齋し申す」ことを伝えており、何度か京・鎌倉間を往復して使者をつとめている。十日の能保への京からの使者が兼能かどうかは不明であるが、兼能のような使節が京・鎌倉を行き来し、連絡にあたつていたことは確かである。

兼能は文治二年初頭に頼朝の勘氣を被つた際、吉田経房から「院中召次訴訟の如きなどにも、随分忠を抽じレ」ており、「廃置に及びては返々不便」ととりなされているので、経房とは近しい関係にあつたようだ。

『源兼能関係図』『尊卑分脈』より

系図にみえるように経房とは母方を通じて姻戚関係にある。また伯父の雅頴は、頼朝の側近である中原親能を家人としており、頼朝挙兵期より頼朝へ肩入れしていた。兼能が頼朝の使者をつとめていたのはこうした関係からであろう。

前述のように兼能は頼朝の使者として十月二十七日に上洛している。兼能は十月二十四日の勝長寿院の落成供養には参加していないので、タイミング的に義経謀叛・頼朝追討宣旨の発布を知らせるため、鎌倉に向っていたのであろう。『玉葉』十一月九日条では経房・光長・定長らが、院の使者を鎌倉に派遣する計略を巡らしたとみえるが、鎌倉から上洛してきた兼能から的情報を踏まえての計略であつたと考えられる。も

兼能は村上源氏で俊房の曾孫通能の子であり、また通能は右の系図に示したように、同じ村上源氏頸房の子雅兼の養子に入つており頸房の孫でもあつた。『吉記』承安三年（一一七三）六月二十九日条・同四年二月二十三日条ではともに最勝光院での法会に参じており、また経房が院中の召次訴訟などに従事していたとあり院に仕えていたようである。

もちろん兼能だけでなく、勝長寿院の落慶供養に参加していた糟屋有久なども、十一月十四日には源雅頼の許に参じて情報をもたらしており（『玉葉』同日条）、二十六日の頼朝書状の奏上はこれら様々なるトを用いた情報交換と計略を前提として行われたものである。

おそらく京・鎌倉ルートの中心となつたのは、やはりこれまで名前のがつている吉田経房・源雅頼など院・朝廷の重鎮らと想定される。院権力、それも恐らくは側近の泰経を掣肘する動きが経房らを中心に行われており、頼朝を取り込んで廟堂改革へと向かわせる策謀がなされていた。『玉葉』十一月九日条には、経房・光長・定長による頼朝への院の使者発遣が停止され、泰経が主導する使者が発遣されることとなつたところが、まさしく院内での政争の一端が露見したものといえる。泰経は院の信頼をバックに経房らが主導する使者の発遣を停止させたが、経房らは泰経に先んじて頼朝に使者を送り、泰経の義経・頼朝和平プランを暴露し、基房擁立の策謀を兼実を推すことで頓挫させ、ついには頼朝追討宣旨にかかるつて泰経を失脚させるにいたる。『吾妻鏡』には、泰経がしきりに悪評を氣に

する様子が描かれているが、まんざら虚構でもなかろう。

前述のように頼朝にとつて最大の課題は没官領の交付であり、そのために義経らの謀叛の発生という危機に乗じる必要があり、彼らこそ大天狗でそうした世を乱す悪行を防止するため、地頭制度が創出されなければならぬとした。経房らは頼朝と連携しその要求に添いながら、政敵泰経を排除し、院内での主導権を得ようとしていた。それは一方は没官領の給付、一方は廟堂改革へと結実する。

しかし兼実の摂政就任は実現せず内覽止まりとなるなど、頼朝と兼実・経房らの目論見は必ずしも一致するとは限らない。それが大天狗の書状にも表れていて、頼朝は義経らへの糾弾を全面に出したが、兼実はそれを泰経糾弾として読み取った。そのように考えられるのではないか。

まとめ

従来、文治元年十一月の「大天狗」頼朝書状の大天狗は、後白河院かその側近の高階泰経を指すとされて

きたが、拙著（二〇一七）では義経・行家とした。本稿ではなぜ大天狗は後白河院、もしくはその側近の高階泰経と解釈されてきたのかその理由を明らかにし、謀叛人義経らを追討追捕すべしという書状が奏上された背景を検討してみた。

『吾妻鏡』『玉葉』の地文（編者・記主が記述した部分）は、院・泰経に対して頼朝が抗議し怒りを向ける内容である。そこに添付された頼朝書状の大天狗が義経らだとすると、地文と書状の引用部とで矛盾が生じる。地文では院・泰経を批難するのに、義経を糾弾する頼朝書状が引用されているのはもちろんおかしい。ではその矛盾をどう考えるかであり、まず『吾妻鏡』に関しては、その地文は、鎌倉へ到着した使者を泰経の弁明のためのものとするが、実際は院の使者である。さらにその使者を通じて院は不本意ながら宣旨を発給したこと、責任をとつて院政を停止するつもりであること、摂政は藤原基房へ交代することなどを伝えているはずで、泰経の使者がその弁明を伝えたとする『吾妻鏡』地文の信頼性は低い。

次に『玉葉』では、「大天狗」の書状が兼実に提示

され、泰経の弁明を頼朝に伝えるか、もしくは即座に罪に処すか如何との院の下問に対し、兼実は全ては院の御心次第と返答している。『吾妻鏡』同様、義経らを糾弾する頼朝書状を部分的に引用しながら、地文では頼朝書状は泰経を糾弾する内容とし、書状の引用文と地文で矛盾が生じている。

この矛盾の謎を解く鍵は兼実と泰経の関係である。『玉葉』の記主の兼実の宿願は摂政就任であったが、泰経は新たな摂政に基房を擁立し対立していた。兼実は泰経の失脚を願うあまり、頼朝書状を誤読したか、偏った理解にもとづいて日記に記した可能性が高い。おそらくは『玉葉』で頼朝書状を泰経への糾弾として部分引用したことにより、『吾妻鏡』がそれに引きずられ、泰経を糾弾する内容を加えて創作したのである。

『吾妻鏡』『玉葉』の地文と引用された頼朝書状との矛盾は、以上のように説明できるが、そもそも既に没落している義経らへの追討追捕を強調することには違和感がある。この点については、当時の没官領給付をめぐる頼朝と朝廷側との軋轢に着目する必要がある。

頼朝は対朝廷交渉に苦慮しており、その逆転の切り札として義経らの謀叛と頼朝追討宣旨の発給という院の失策を利用しようとしていた。義経らの謀叛行為の強調と、それに与同した院とその近臣への糾弾は、交渉にあたってアドバンテージを得るための手段であった。これが「大天狗」書状奏上の背景となる。

宣旨発給という院の失策を前提とし、義経らのような謀叛の再発を防ぐためには、没官領の給付が必要であるとの説明を梃子に、文治元年末の没官領の給付と地頭制度の執行を頼朝は達成する。これら政治交渉には院司であつた吉田経房らと頼朝との連携が作用しておおり、頼朝は没官領の給付、経房らは廟堂改革という果実を得ることになった。

頼朝の大天狗の書状の背景には、没官領給付をめぐる朝廷と頼朝との厳しい葛藤、さらには院司・撰閥家など朝廷内での主導権抗争が関係している。それら抗争を克服して諸国没官領地頭制度が施行され、また廟堂改革も実現した。しかしそうした歴史的にも重要な国制変革の場にあって、そこに関わった貴族たちの動向を詳細にみてみると、いかに利己的であることが。

天下草創という頼朝の変革の場にあつて右大臣九条兼実は、自己の内覽就任のことのみ執着する。「大天狗」頼朝書状を政敵の糾弾と誤読したのもまたしかりである。京・鎌倉を連携させて国制改革の舞台を整えた吉田経房、治天君後白河院、その近臣高階泰経にしても類同であろう。頼朝にしても義経のような謀叛人が世を乱さぬよう地頭制度を設けるのだといった、大仰な善政論がどこまで本気であったのか、不明というべきであろう。

注

- (1) 従来、後白河院のこととされてきたが、河内祥輔『頼朝の時代』(平凡社、一九九〇年)では高階泰経説が提起され、現在は泰経は確かに名目上の宛先ではあるが、実質、院宛てであるので、頼朝は院を批難して大天狗と称したという理解が主流のようである
- (龍福義友「源頼朝『大天狗』書状小考」)『日本歴史』六九一、二〇〇五年)、美川圭『後白河天皇』(ミネルヴァ書房、二〇一五年)。

- (2) 「吾妻鏡」「玉葉」の異同は傍点部で示した。「之」「国」

「仍言上如件」は『吾妻鏡』なし、「ハ」は『吾妻鏡』は「者」。『召取』部分は『吾妻鏡』寛永版本は「不召取之間」とし、『玉葉』でも同様に「不」を挿入する写本もあるようだ。拙著(二〇一七)でも言及したように、「不」は不適当な追補であろうと考えられる。

- (3) 天狗については、高橋昌明「鬼と天狗」(岩波講座日本通史 八 岩波書店、一九九四年)・佐伯真一「後白河院と『日本第一大天狗』」(『明月記研究』四、一九九九年)・酒向伸行「天狗信仰と火 中世の『天狗』と『天魔』との関わりを中心として」(『久里三五・三六、二〇一六年』)など参照。
- (4) 龍福 (1) 論文
- (5) 樋口健太郎『九条兼実』(戎光祥出版、二〇一八年)
- (6) 白川殿平盛子の女房、藤原邦綱室。盛子は平清盛女。基通の父基実室。後白河上皇と基通の仲介役(『平安時代史辞典』(角川書店) 冷泉項・西井芳子執筆)。
- (7) 五味文彦『院政期政治史断章』(『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四年)
- (8) 樋口 (5) 著書
- (9) 拙著『中世地域社会と将軍権力』(汲古書院、二〇一一年、以下、拙著(二〇一一)とする)、第六章第1節2、鎌倉殿両御使の狼藉停止宣旨について
- (10) 拙著(二〇一一)、第六章第1節1、寿永三年二月宣旨について
- (11) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)
- (12) 渡邊俊「使序と没官領」(『中世社会の刑罰と法觀念』吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇〇五年)
- (13) 木下龍馬「武家への拳状、武家の拳状」(『史学雑誌』一二八一、二〇一九年)
- (14) 拙著(二〇一一)、第七章第1節文治勅許と没官領地頭制度
- (15) 義経らの追討追捕について、早くは『武家年代記裏書』で十一月三日に「伊予守義経、備前守行家依源二位向背不日可擄取之由被宣下畢」とみえ、勅が下つているようであり、また『吾妻鏡』六日に義経・行家の搜索を命じる院宣が諸国に発給されたとする(同日条)。『玉葉』では兩人に対する明確な追討追捕命令は、諸国宛ての十一月十二日付院宣となる(同日条)。また略同の十一日付院宣は『吾妻鏡』同日条。

に掲載されている。

三日の勅ではやや早すぎる感があり、六日の追討命令も『吾妻鏡』以外で裏付けはとれない。確實なのは十一日・十二日の院宣になるが、院の使者が派遣される七日以前、頼朝配下の武士が入洛する五日以後の間には、朝廷・院の方針は義経らの追討追捕に定まっていたはずで、その方針は七日の使者を以て頼朝に伝えられたというは当然であろう。しかし京都・鎌倉間でタイムラグがあること、頼朝は複数の京都へのチャンネルを有していたことに配慮する必要がある。

- (16) 元木泰雄『源頼朝』(中央公論新社、二〇一九年)
 (17) 『吾妻鏡』文治二年二月二十八日条・同四月五日条